

事務処理ミスの状況 平成31年1月公表分

(弘前市企画部人事課)

【一括公表 5件】

No.	判明年月日	概要	分類	所管課等
1	H30. 12. 17	交流センターの使用の申込みについては、交流センター管理運営規則に基づき、使用日の90日以前のものは使用許可申請書の受付を留保することができるが、90日内のものは受付しなければならないところ、宮川交流センター・新和地区体育文化交流センター・千年交流センターの3施設においては、1ヶ月前からの予約受付としており、交流センター管理運営規則に基づいていなかったもの。	認識誤り	市民協働政策課 【指定管理者】
2	H30. 12. 25	愛護手帳の障害等級の変更に伴い弘前市重度心身障害者医療費助成制度の対象となる可能性がある児童Aの保護者宛てに、平成30年12月20日に送付した弘前市ふせん用紙「弘前市重度心身障害者医療費助成制度について」に記載した内容において、「児童A様名義の通帳」と記載するべきところを「児童B様名義の通帳」と誤って記載したもの。	通知書等 送付誤り	福祉政策課
3	H30. 12. 25	平成30年6月14日付で、受給者Aにかかる特別障害者手当受給者死亡届と同時に申請された未支払特別障害者手当請求書による支払の処理に際し、金額を26,940円と入力するところ、誤って29,640円と入力し、誤った金額で支払ったものである。	支出命令書 作成誤り	福祉政策課
4	H30. 12. 26	平成30年12月4日午後2時頃、市が委託により実施する子宮頸がん検診の受託機関が、受診者Aの卵巣がん検診要精検超音波画像を誤って別の受診者Bの受診票と合わせてしまい、その結果、当該2名の受診者に対し誤った内容で検診結果通知が作成され、送付されたもの。	情報データ 作成誤り	健康づくり推進課 【委託業者】
5	H31. 1. 7	障害児通所給付（障害児福祉サービス）を利用する際に発行される通所受給者証を担当する指定特定障害児相談支援事業所へ送付する際、事業所の住所を誤記載し、別な市民に配達されたもの。	通知書等 送付誤り	福祉政策課

【個別公表 0件】